

AOI Group 会計・税務 ・法律編	<u>上海便り 2008年:春号</u>
	【情報提供】 【編集/提供】 (株) 葵ビジネスコンサルタンツ 東京本部: 横田税務会計事務所 〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156 URL: http://www.aoibc.com E-mail: aoi@aoibc.com

通常だと、中国が「春節:旧正月」の季節は、上海情報を1回お休みしていました。今回は読者の方にお尋ねしたい事柄が有りますので、臨時号になります。

【エー、組合費を納付するのですか？ 工会費:組合費の算出基準】

中国で法人に工会:組合を設立した場合、法人は従業員へ支給している工資:給与&賃金の「2%」を工会費として納付する必要があります。

質問ですが、その「2%」の算出基準とは何ですか？ 御社はどちらですか？

- | |
|--|
| <p>【A】 『組合加入者』の全従業員の工資の2%</p> <p>【B】 『加入者と未加入者』無関係に、全従業員の工資の2% ;日本人総経理や工場長の給与も含む</p> |
|--|

<外国人でも、管理職でも、組合に加入する資格が有ります>

中国組合法の第3条 (要約)

賃金収入を生活財源とする労働者は、民族・種族・性別・職業・宗教信念・教育程度の区別なく労働組合を結成・参加する権利を有する

中国で仕事をした方や、現在も駐在している方は、ぜひ、御社が「A」納付か、「B」納付かを教えてください。宜しく、お願い致します。

参考資料

<p>中国組合法</p> <p>第五章 工会的经费和财产 組合の経費と財産</p> <p>第四十二条 工会经费的来源 組合経費の出所</p> <p>(二) 建立工会组织的企业、事业单位、机关按每月全部职工工资总额的「百分之二」向工会拨缴的经费</p> <p>『翻訳』</p> <p>(二) 組合組織を設立した企業や事業単位や機関において、毎月すべての従業員の給与総額「2%」を組合費として納付する</p>

程甦弁護士の見解・判断 ; 日本国外事弁護士・中国弁護士

上記の組合法の条文から判断すると、

* 支払主体: 組合組織を設立した企業、事業単位及び機関(支払条件)

* 支払金額: 毎月、すべての従業員の給与総額の2% ; **[B]** 納付
労働組合に加入している従業員だけではなく、すべての従業員です。
故に、すべての従業員の給与総額は、未加入者である日本人総経理の給料も納付基準に算入します

『再質問』

[B] が正しいとするならば、組合の無い法人でも組合費を納付する必要が有りませんか？

= 法人は組合組織を設立してないため、第四十二条の(二)には当たりませんので、組合費の納付は必要ない

OVTA-China メンバーからの意見

* 工会は共産党組織と密接に関係しているので、外国人の工会加入は認められないだろう？ (08年では、不明?)

* もちろん **[A]** で組合費を納付している
; 未加入社員「日本人」の給与まで基礎数字に算入する **[B]** 納付は、聞いたことがない

* 第1組合が会社より過ぎる等の理由で、「第2組合」の設立は法律に違反する

先月も上海情報に文書を掲載した亀山: 労務コンサルタントから、中国江蘇省の情報になります。

1. 工会費は、総人件費の「2%」が会社負担で、個人負担は一律で「7元」になります。個人負担額についての規定もありません。これも人治です！
工会の人件費計算では、「試用期間」者は加入できません。正規社員は全員加入です。
2. 日本人も工会加入は出来て、総経理で加入出来ます。現在、加入している方もいますが、法人の工会が独自に判断できるものとは思えません。上部工会の指導・判断によるものと推測できます。
工会法では、外国人の加入について、「不可能・可能」との規定はありません。人治の国; 中国ですから、上部機関の考えになります。
3. 新しい労働契約法により派遣労働者でも、希望すれば派遣先企業の工会に入る権利

を有します。

結 論

もし、御社が組合への未加入者も含めた全従業員の給与×「2%」を算出基準としている
【B】納付でしたら、

日本人総経理も組合に加入しないと損！

(F:記)

OVTA アドバイザー
「OVTA-China メンバー」

【出張費用や派遣費用の計上】

次に、日本の税務署が厳しい税務調査を始めた事をご報告します。

今までは、日本本社が中国現地法人へ技術指導や応援・援助等の活動をしていたとしても、日本本社の費用として認められました。ところが、近頃では実際の活動内容と合致させて、「中国現地法人のための費用」ならば、日本本社では費用と認められなく、『寄付行為』等で計上させられるようになって来たとの情報も伝わってきました。「損金不算入」と税務調査時に是正されています。

かつては、中国現地法人の総経理等の給与や日本本社からの技術指導・特許使用料等を日本本社が費用で計上しても、税務署の調査で認められてきました。

そこで、日本本社からの出張や派遣の場合、長期間ならば「派遣費」で、短期間ならば「出張費」等で[中国現地法人が経費計上してください](#)とアドバイスしています。

もちろん、日本本社と中国現地法人が派遣契約を結び、外貨で日本本社へ正式に送金する方法も認められていますので、合法的に実施している法人も多数あります。

(F:記)